

---

プロジェクト 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した  
会計処理の原則及び手続」に関する開示

項目 第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 412 回企業会計基準委員会（2019 年 7 月 17 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

## ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

### 適用時期

#### 【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、開発中の会計基準の適用時期について、次のとおりとすることを提案した。
  - (1) 強制適用の時期は、2021 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表からとする。
  - (2) 開発中の会計基準の公表日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用を認める。

#### 【第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

#### 強制適用の時期は「4 月 1 日以後開始」として記述する方がわかりやすいのではないかの意見

3. ASBJ 事務局の提案の記述は「2021 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末」となっているが、会計基準によっては、「4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から」という記載のものもあり、開発中の会計基準に関しても「2020 年 4 月 1 日以後」という記述に統一する方がわかりやすいのではないか。

**(対応案)**

仮に2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から強制適用とした場合、仮に半年決算の企業や、3月から12月に決算期変更をする企業がある場合には、2021年3月31日以前の適用開始となると考えられる。標準的な準備期間を考慮すると、強制適用の時期については、2021年3月31日以後に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用とすることが考えられることから、ASBJ事務局の当初提案どおりとしてはどうか。

**「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案**

**【第412回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**

4. 特に意見は聞かれなかった。

**「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案**

**【第412回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**

5. 特に意見は聞かれなかった。

以 上